

注目トピック

法適用免れるため
買い取り

前回、遺品整理業の課題として、その廃棄物処理における順法性が重要な課題であると述べた。現状こうしたサービスを手掛けている業者の多くは引越しや配送、介護・福祉関連など、一般家庭を対象とするサービスメニューを持つ業種からの参入が非常に多い。一般家庭との関わりが深いことを

考えると、自然な成り行きだろう。

遺品は通常、見な

しも含めて一般廃棄物として取り扱われる。そのため市町村の清掃工場への搬入が一般的で、▽遺族自らが清掃工場へ搬入する▽一般廃棄物収集運搬業の許可を有する事業者が運ぶ▽市町村から委託を受けた事業者が回収・運搬する――などの選択肢がある。実際には事前確認の上、業者の運搬車

遺品整理業等における廃棄物処理②

違法持ち込みなども散見

両に遺品整理の依頼者が同乗し、手続きを行うことで「持ち込み」として応じる自治体もあるようだ。ただ、廃棄物処理法の適用を免れるために、「不用品買取」という形式を取る例や、他市への違法な持ち込みもあるという。廃棄物処理法に詳しくない配送業者などは違法性への認識が薄く、「依頼者のコスト負担を減らせるなら、その方が親切では」と話す。

一般廃棄物処理業から参入した業者からも、違法処理の可能性がある他社の見積もりを見たとの声を聞く。「不適正処理を前提にしなければ出ないような料金。処理の『適正価格』が揺らいでしまう」と強い懸念を示す。

こうした実態がそのままであれば、家庭から出てくる他の廃棄物に関しても、「方法次第でいくらでも安く処分できる」との認識を広めてしまうことにもつながってくる。また、超高齢社会において遺品整理のニーズがますます高まることを踏まえても、法規定と実務に長けた既存業者からの一層の参入が待たれる分野であるといえる。

(つづく)